第四条の二の八第一項中「第四条の二の五第一項第九号及び第四条の二の六第二項第八号」を「第四条の二の五第一項第八号及び第四条の二の六第二項第七号」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号及び前項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四条の二の五第四項第十一号に規定する外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面には、次に掲げるものとする。

一　取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類

二　取り扱う外国銀行グループに係る業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三　外国銀行代理業務の実施体制

第四条の三第一項第一号及び第二項第二号中「主として」を削り、同条第四項中「及び第十二項」を削り、同条第十一項中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第十四項中「主として」を削り、同項第四号中「第十二号の二まで」を「第十二号の三まで」に改める。

第四条の四第一項中「第十六条の三第九項」を「第十六条の四第九項」に改める。

第四条の六の二第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

第四条の六の二第三号中「（同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）」を「のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの」に改める。

第四条の七第一項中「子会社対象銀行等をいう」を「子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項第十一号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く」に改め、同項第三号中「及び次項」の下に「並びに次条」を加え、同号ロ中「次項第二号」の下に「、次条第一項第三号ロ」を加え、「第二十一条第十二号、第二十一条の二第十一号、第二十二条第七号」を「第二十一条第一項第十二号、第二十一条の二第一項第十一号、第二十二条第一項第七号」に改め、同項第五号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、「いう。」の下に「第四項、次条」を加え、「、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条」を「及び第二十一条から第二十二条まで」に改め、同条第二項第四号中「当該申請時」を「当該申請の時」に改め、同条第四項中「認可」の下に「（長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）」を加え、同条第六項中「及び第三項第二号」を「、第三項第二号及び第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面

ハ　株式交換により当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交換契約の内容を記載した書面

(3)　株式交換費用を記載した書面

三　当該長期信用銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該長期信用銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五　当該認可に係る当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請をした長期信用銀行（以下この項において「申請長期信用銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二　当該申請に係る長期信用銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請長期信用銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三　申請長期信用銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四　当該申請の時において申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五　当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六　申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請長期信用銀行の営む長期信用銀行の業務の高度化又は申請長期信用銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八　申請長期信用銀行又は当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請長期信用銀行の長期信用銀行としての取引上の優越的地位又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請長期信用銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。